

窓口受付時間短縮(試行)のお知らせ

令和8年2月から、県内の振興局の全ての窓口の受付時間が

9時～17時45分 ▶ 9時～17時 になります

※振興局の開庁時間及び電話受付時間(9時～17時45分)に変更はありません



試行の目的

- 現在、開庁時間(窓口受付時間)は、職員の勤務時間と同じ時間となっており、開庁前の準備や受付後の片づけなど、職員の時間外勤務を前提としたものになっています。
- そのため、職員の働き方改革を推進するとともに、生み出された時間を有効に活用し、行政サービスの質の向上を図るため、窓口受付時間の見直しを行うものです。



実施箇所

- 長崎振興局(西彼保健所含む)
- 県北振興局(県北保健所含む)
- 県央振興局(県央保健所含む)
- 島原振興局(県南保健所含む)
- 五島振興局(五島保健所含む)
- 上五島支所(上五島保健所含む)
- 壱岐振興局(壱岐保健所含む)
- 対馬振興局(対馬保健所含む)

※空港管理事務所は開庁時間が異なるため対象外



県民の皆様の利便性向上のため、電子申請など行政手続きのオンライン化を推進していますので、ご協力をお願いします。